

常勤指導員の月給の平均は、約20万円であり、非常勤指導員の月給の平均は、約8.2万円となっている。

(施設数)

		5万円未満	5万円～ 10万円未満	10万円～ 15万円未満	15万円～ 20万円未満	20万円～ 25万円未満	25万円～ 30万円未満	30万円～ 40万円未満	40万円以上	合計
常勤		4 (0.4%)	29 (3.1%)	102 (10.9%)	568 (60.5%)	80 (8.5%)	18 (1.9%)	74 (7.9%)	64 (6.9%)	939
公立公営	公立公営	1 (0.5%)	6 (2.9%)	18 (8.8%)	36 (17.6%)	5 (2.4%)	7 (3.4%)	71 (34.6%)	61 (29.7%)	205
	公立民営	2 (0.3%)	19 (3.3%)	49 (8.5%)	473 (81.8%)	30 (5.2%)	3 (0.5%)	0 (0.0%)	2 (0.3%)	578
	民立民営	1 (0.6%)	4 (2.6%)	35 (22.4%)	59 (37.8%)	45 (28.8%)	8 (5.1%)	1 (0.6%)	3 (1.9%)	156
非常勤		273 (31.2%)	365 (41.8%)	92 (10.5%)	101 (11.6%)	41 (4.7%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	874
公立公営	公立公営	68 (28.6%)	30 (12.6%)	18 (7.6%)	83 (34.9%)	38 (16.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	238
	公立民営	172 (33.0%)	288 (55.3%)	46 (8.8%)	12 (2.3%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	521
	民立民営	33 (28.7%)	47 (40.9%)	28 (24.3%)	6 (5.2%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	115

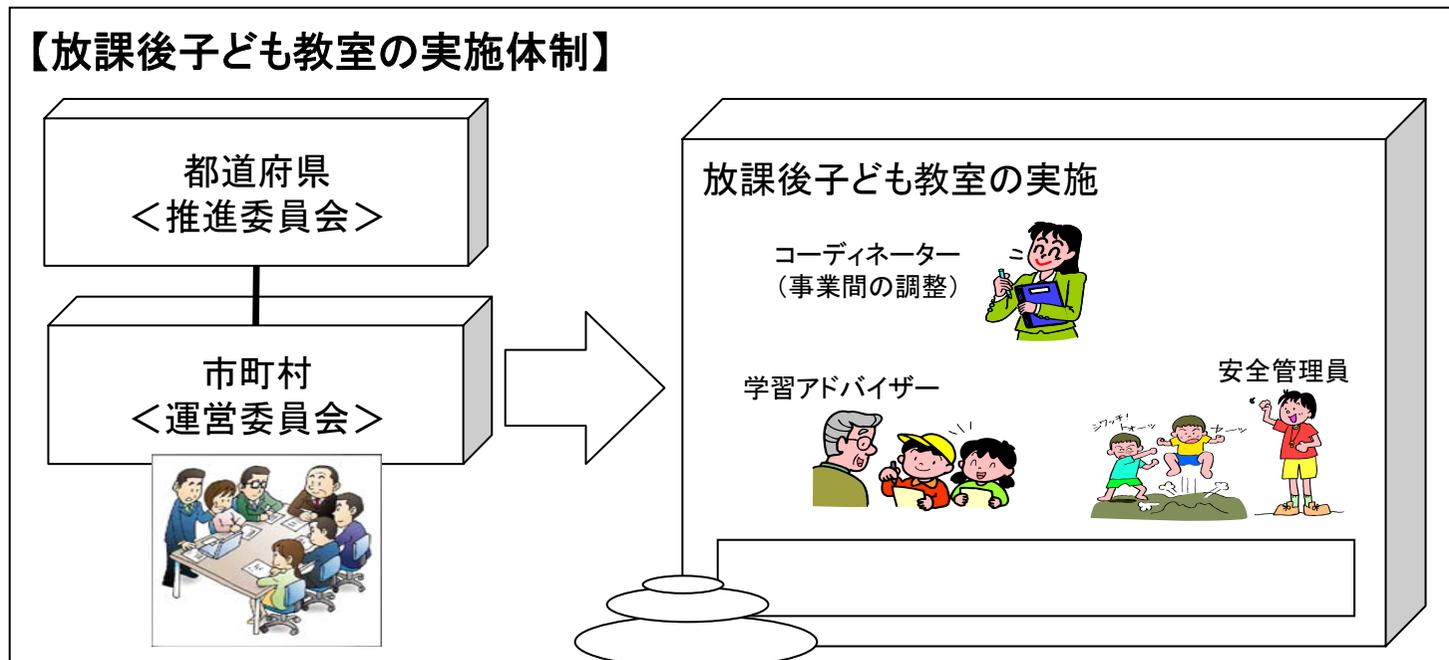
＜「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター＞

## 放課後子ども教室との関係について

### 【放課後子ども教室推進事業についての内容・目的】

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急的課題に対応するため、放課後や週末等にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進する。

### 【放課後子ども教室の実施体制】



#### ■活動メニュー例

- 体験の場 : 野球、茶道、伝統芸能 など
- 交流の場 : 地域住民との異世代交流、異年齢交流 など
- 学びの場 : 宿題、英会話、科学実験 など
- その他 : 昔遊び、読み聞かせ(絵本、紙芝居) など

# 放課後児童クラブと放課後子ども教室について

	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業																								
趣旨・対象	共働き家庭の児童(小学校おおむね1～3年生)を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供 【児童福祉法第6条の2第2項に規定】	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進																								
20予算額	186.9億円(20,000か所分)	77.7億円(15,000か所分)																								
補助率	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担) ※別途保護者(利用料)負担あり	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担)																								
補助基準額 (20年度)	運営費:481.6万円(児童36人～70人の場合)	運営費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)																								
	創設費:1,250万円、改修費:700万円、 備品費:100万円	備品費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)																								
指導員等	放課後児童指導員(専任)を配置	地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置																								
実施場所	<table border="0"> <tr> <td>学校内(余裕教室)</td> <td>28.5%</td> <td rowspan="6">} (平成20年5月)</td> </tr> <tr> <td>学校内(専用施設)</td> <td>19.8%</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>専用施設</td> <td>10.7%</td> </tr> <tr> <td>既存公的施設</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>その他(民家、保育所等)</td> <td>17.0%</td> </tr> </table>	学校内(余裕教室)	28.5%	} (平成20年5月)	学校内(専用施設)	19.8%	児童館	14.9%	専用施設	10.7%	既存公的施設	9.1%	その他(民家、保育所等)	17.0%	<table border="0"> <tr> <td>小学校</td> <td>67%</td> <td rowspan="5">} (平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(集会所、文化センター、公園など)</td> </tr> </table>	小学校	67%	} (平成19年度)	公民館	12%	児童館	5%	その他	16%	(集会所、文化センター、公園など)	
学校内(余裕教室)	28.5%	} (平成20年5月)																								
学校内(専用施設)	19.8%																									
児童館	14.9%																									
専用施設	10.7%																									
既存公的施設	9.1%																									
その他(民家、保育所等)	17.0%																									
小学校	67%	} (平成19年度)																								
公民館	12%																									
児童館	5%																									
その他	16%																									
(集会所、文化センター、公園など)																										
実施か所数	17,583か所(平成20年5月)[対前年898か所増]	7,821か所(平成20年度《予定》)																								
利用児童数	登録児童数 約79万人(平成20年5月) [対前年4.5万人増]	<table border="0"> <tr> <td>年間延べ参加児童数</td> <td>2,110万人</td> <td rowspan="3">} (平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>・1教室当り年間平均参加児童数</td> <td>2,550人</td> </tr> <tr> <td>・1回当り参加児童数</td> <td>30.6人</td> </tr> </table>	年間延べ参加児童数	2,110万人	} (平成18年度)	・1教室当り年間平均参加児童数	2,550人	・1回当り参加児童数	30.6人																	
年間延べ参加児童数	2,110万人	} (平成18年度)																								
・1教室当り年間平均参加児童数	2,550人																									
・1回当り参加児童数	30.6人																									
実施形態等	原則として年間250日以上開所(夏休み等の長期休暇や必要に応じて土曜日も開所)	概ね年間を通じて断続的・単発的に実施(平成20年度は1か所あたり平均126日)																								

※平成18年度の数値は、地域子ども教室推進事業の実施状況

# 「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】

## 趣旨・目的

「放課後子どもプラン」の推進について(平成19年3月14日 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

### 1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

### 2. 実施主体

- 事業計画の策定主体:市町村
- 事業の実施主体:市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

### 3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

### 4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒して実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

### 7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の实情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

### 5. 都道府県の体制、役割等

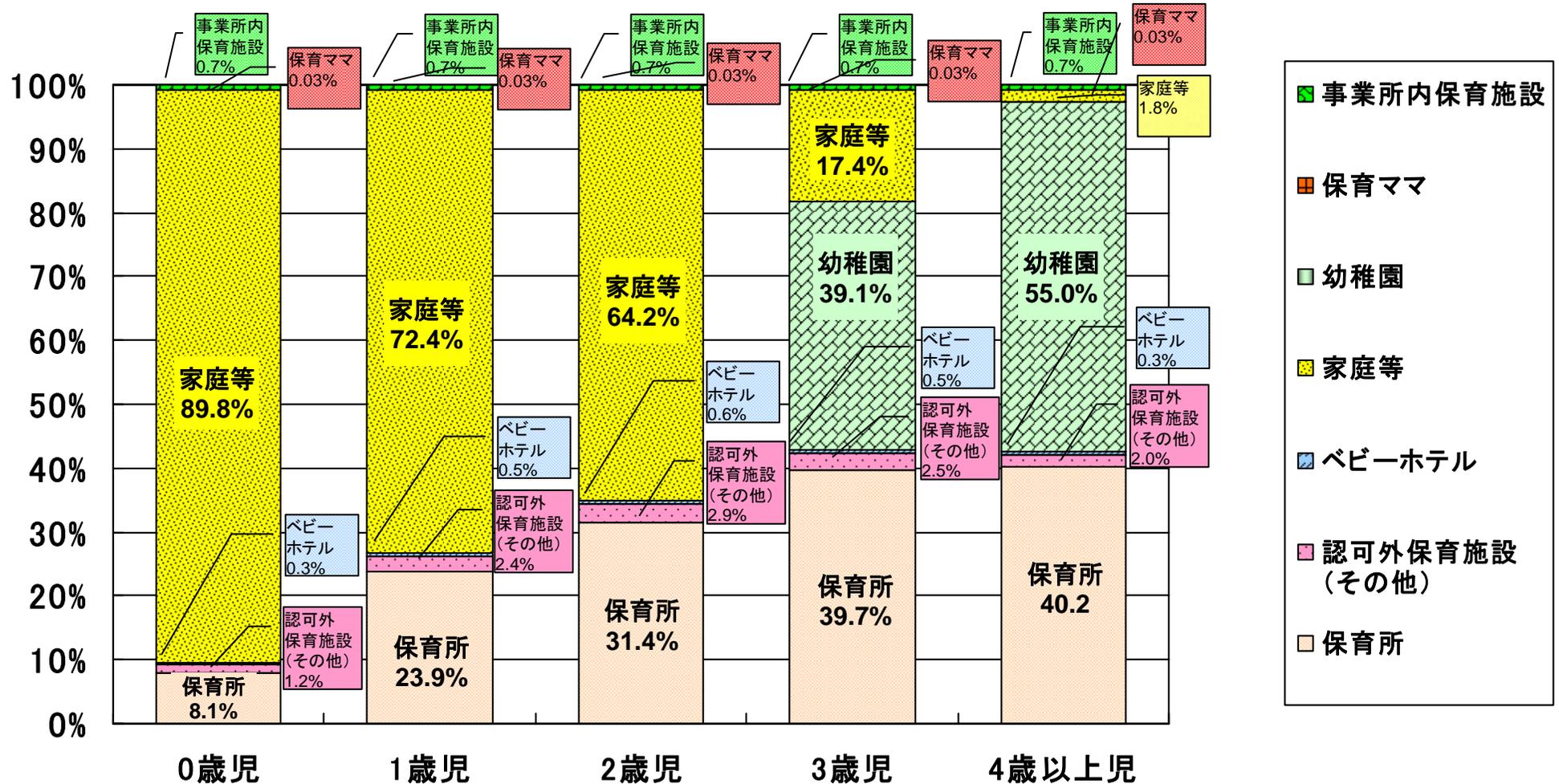
- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下の支援を実施
  - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
  - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
  - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の实情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
  - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

### 6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の实情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

# 就学前児童が育つ場所

○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数：平成19年人口推計年報【総務省統計局（平成19年10月1日現在）】  
 幼稚園就園児童数：学校基本調査（速報）【文部科学省（平成20年5月1日現在）】  
 保育所利用児童数：福祉行政報告例（概数）【厚生労働省（平成20年4月1日現在）】  
 認可外保育施設、ベビーホテル：厚生労働省保育課調べ  
 保育ママ、事業所内保育施設：厚生労働省保育課調べの年齢計の入所児童数を按分した数値  
 家庭等：就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

## 各種の子育て支援事業の制度的な位置付け

- 市町村による各種の子育て支援事業の実施については、保育のような実施義務はなく、体制整備や着実な実施に向けた措置の努力義務にとどまっている。
- また、市町村に対し、各種の子育て支援事業に関する情報提供、相談・助言、コーディネートの義務がかかっている。

### ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(市町村の責務)

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(市町村の情報提供等)

第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

※国会へ再提出予定の「児童福祉法等の一部を改正する法律案」においては、第21条の9について、子育て支援事業の例示に、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を追加する改正が盛り込まれている。

## 各種の子育て支援事業に対する財政措置

○ 市町村の各種子育て支援事業に対する財政措置は、主として「次世代育成支援対策交付金」(ソフト交付金)と、「児童育成事業費」により行われている。

	次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)	児童育成事業費
(1)制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助</u>するもの。</li> <li>○ 具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分</u>。</li> <li>※ <u>事業毎に一定額が補助される仕組みではない</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村等が行う一定の事業に対し、児童手当制度における事業主拠出金を財源として、<u>事業毎に定められた一定額を国が補助</u>するもの。</li> <li>※ 児童手当の支給に支障がない範囲内において実施。</li> </ul>
(2)対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児全戸家庭訪問事業</li> <li>・ 養育支援家庭訪問事業</li> <li>・ ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・ 子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ)</li> <li>・ 延長保育促進事業</li> <li>・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</li> <li>・ 地域における仕事と生活の調和推進事業</li> <li>・ へき地保育所事業</li> <li>・ 家庭支援推進保育事業</li> <li>・ <u>その他事業(※地域の創意工夫を活かした事業)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</li> <li>・ 病児・病後児保育事業</li> <li>・ 家庭的保育事業</li> <li>・ 認可化移行促進事業</li> <li>・ 休日・夜間保育事業</li> <li>・ 特定保育事業</li> <li>・ 一時保育(一時預かり)事業</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ 民間児童館活動事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
(3) 財源	国1/2、市町村1/2	事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

# 他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

	介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援																		
	<p>〔地域支援事業〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      1. 必須事業                      ①介護予防事業                      ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務)                      2. 任意事業                      ①介護給付費等費用適正化事業                      ②家族介護支援事業                      ③その他の事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成)                      地域支援事業の実施に必要な費用について、<u>上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。</u>                      ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <div data-bbox="459 1125 840 1444"> <p>Legend: 介護予防事業 (Nursing Care Prevention Projects), 包括的支援事業・任意事業 (Inclusive Support Projects/Voluntary Projects)</p> <p>【財源構成】</p> <table border="1"> <tr> <th>事業種別</th> <th>1号 (19%)</th> <th>2号 (31%)</th> <th>国 (25%)</th> <th>都道府県 (12.8%)</th> <th>市町村 (12.5%)</th> </tr> <tr> <td>介護予防事業</td> <td>19%</td> <td>31%</td> <td>25%</td> <td>12.8%</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業・任意事業</td> <td>19%</td> <td>20.2%</td> <td>40.5%</td> <td>20.2%</td> <td>5%</td> </tr> </table> <p>※「1号」・・・65歳以上の保険料                      ※「2号」・・・40～64歳の保険料</p> </div>	事業種別	1号 (19%)	2号 (31%)	国 (25%)	都道府県 (12.8%)	市町村 (12.5%)	介護予防事業	19%	31%	25%	12.8%	12.5%	包括的支援事業・任意事業	19%	20.2%	40.5%	20.2%	5%	<p>〔地域生活支援事業〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      1. 必須事業                      ①相談支援事業                      ②コミュニケーション支援事業                      ③日常生活用具給付等事業                      ④移動支援事業                      ⑤地域活動支援センター機能強化事業                      2. 任意事業                      福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、<u>各自治体の創意工夫による事業実施が可能。</u></p> <p>(財政支援・財源構成)                      地域生活支援事業の実施に必要な費用について、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助。</u>                      具体的には、<u>事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分</u>                      (国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、<u>都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</u></p>	<p>〔次世代育成支援対策交付金〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      (※必須事業はなく、すべて任意。)                      ・乳児全戸家庭訪問事業                      ・養育支援家庭訪問事業                      ・ファミリー・サポート・センター事業                      ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)                      ・延長保育促進事業 等                      ・<u>その他事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</u></p> <p>(財政支援・財源構成)                      市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。</u>                      具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。</u>                      ※ 事業毎に一定額が補助される仕組みではない。                      (国:1/2、市町村:1/2)</p>
事業種別	1号 (19%)	2号 (31%)	国 (25%)	都道府県 (12.8%)	市町村 (12.5%)																
介護予防事業	19%	31%	25%	12.8%	12.5%																
包括的支援事業・任意事業	19%	20.2%	40.5%	20.2%	5%																

# 各種子育て支援事業の取組の現状

	《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》	
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,063市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 58.2%	
	養育支援養育訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	784市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 42.9%	
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。	4,409か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.20か所	
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,718か所 (公営3,125か所、 民営1,593か所) (平成18年10月現在)	1小学校区当たり 0.21か所	
預かり	一時預かり(一時保育)事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。	7,214か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.32か所	
	支子育て事業短期	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	584か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.32か所
		夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	301か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.16か所
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	540か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.30か所	

注：市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

# 各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況①

(平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」)

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	103	57.2%	70	38.9%	滋賀県	18	69.2%	13	50.0%
青森県	19	47.5%	11	27.5%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	30	85.7%	20	57.1%	大阪府	18	41.9%	31	72.1%
宮城県	35	97.2%	31	86.1%	兵庫県	28	68.3%	23	56.1%
秋田県	13	52.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	15	38.5%
山形県	28	80.0%	20	57.1%	和歌山県	10	33.3%	6	20.0%
福島県	26	43.3%	14	23.3%	鳥取県	15	78.9%	3	15.8%
茨城県	24	54.5%	20	45.5%	島根県	17	81.0%	11	52.4%
栃木県	18	58.1%	17	54.8%	岡山県	17	63.0%	16	59.3%
群馬県	26	68.4%	15	39.5%	広島県	18	78.3%	11	47.8%
埼玉県	27	38.6%	25	35.7%	山口県	14	63.6%	10	45.5%
千葉県	27	48.2%	15	26.8%	徳島県	12	50.0%	9	37.5%
東京都	27	43.5%	42	67.7%	香川県	10	58.8%	6	35.3%
神奈川県	12	36.4%	15	45.5%	愛媛県	7	35.0%	5	25.0%
新潟県	25	71.4%	16	45.7%	高知県	19	54.3%	11	31.4%
富山県	11	73.3%	4	26.7%	福岡県	31	47.0%	31	47.0%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	82.6%	8	34.8%
福井県	14	82.4%	6	35.3%	長崎県	21	91.3%	16	69.6%
山梨県	20	71.4%	19	67.9%	熊本県	29	60.4%	13	27.1%
長野県	47	58.0%	28	34.6%	大分県	11	61.1%	9	50.0%
岐阜県	21	50.0%	15	35.7%	宮崎県	10	33.3%	5	16.7%
静岡県	30	71.4%	18	42.9%	鹿児島県	23	46.9%	10	20.4%
愛知県	29	46.0%	35	55.6%	沖縄県	33	80.5%	17	41.5%
三重県	20	69.0%	12	41.4%	全国平均	1,063	58.2%	784	42.9%
					平成18年度	-	-	451	24.6%

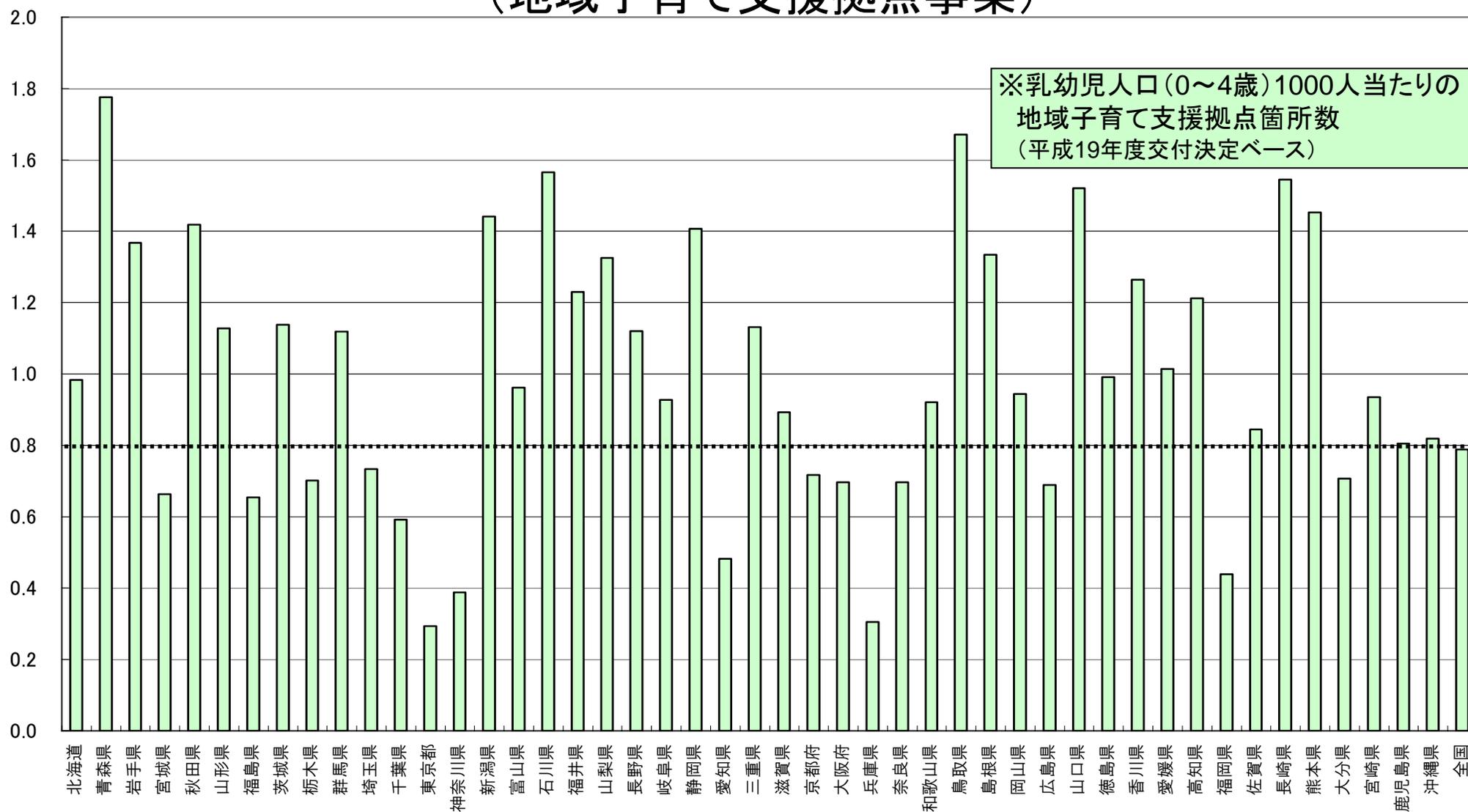
※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成19年度次世代育成支援対策交付金交付決定ベース



# 各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③

## (地域子育て支援拠点事業)



※各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については平成17年国政調査による。  
 ※地域子育て支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

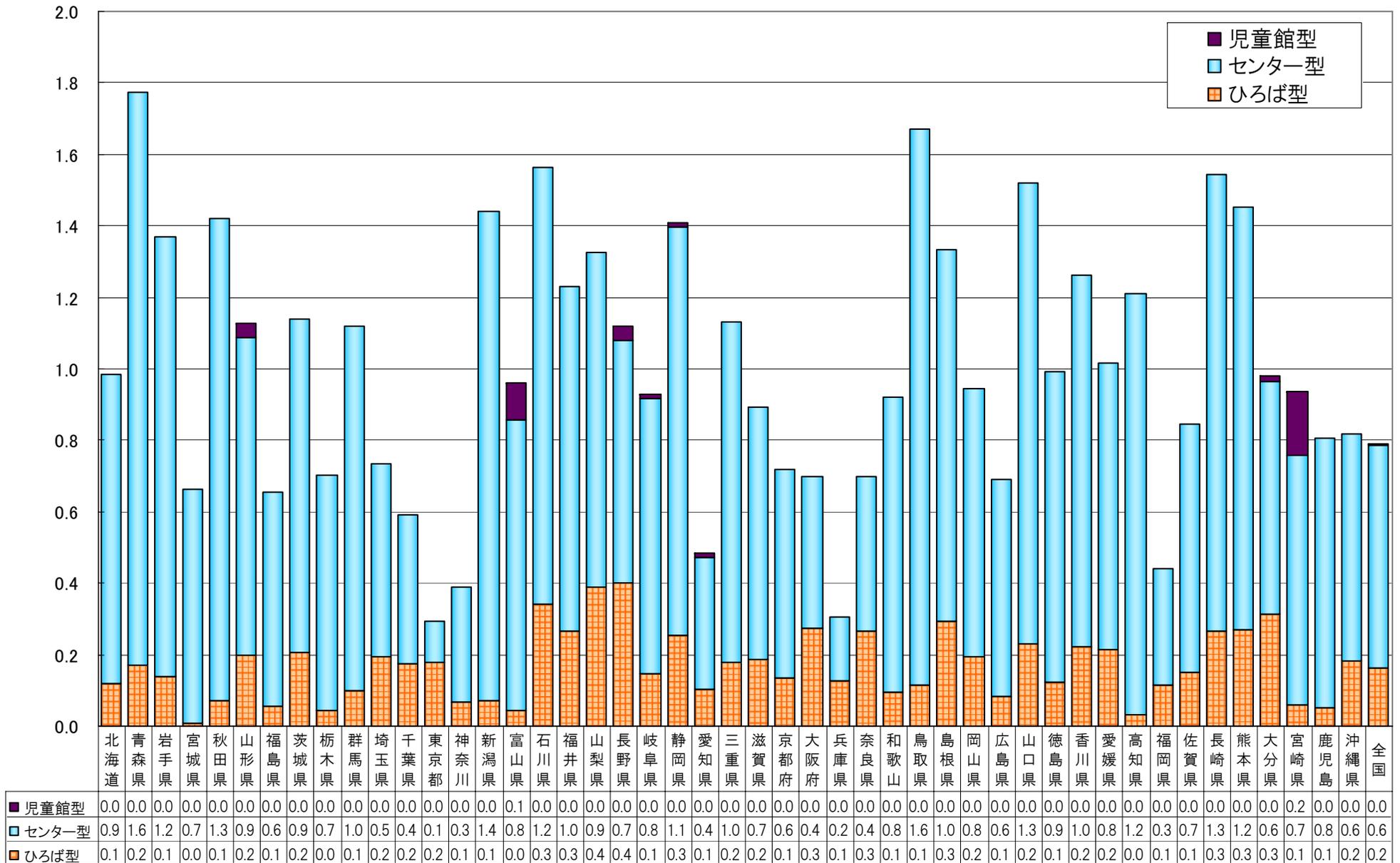
# 地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況

	市区町村数	実施市区町村数	実施率		市区町村数	実施市区町村数	実施率
北海道	180	126	70.0%	滋賀県	26	21	80.8%
青森県	40	29	72.5%	京都府	26	25	96.2%
岩手県	35	30	85.7%	大阪府	43	41	95.3%
宮城県	36	31	86.1%	兵庫県	41	35	85.4%
秋田県	25	19	76.0%	奈良県	39	29	74.4%
山形県	35	29	82.9%	和歌山県	30	17	56.7%
福島県	59	24	40.7%	鳥取県	19	18	94.7%
茨城県	44	40	90.9%	島根県	21	18	85.7%
栃木県	31	25	80.6%	岡山県	27	21	77.8%
群馬県	38	24	63.2%	広島県	23	22	95.7%
埼玉県	70	57	81.4%	山口県	20	18	90.0%
千葉県	56	40	71.4%	徳島県	24	21	87.5%
東京都	62	37	59.7%	香川県	17	15	88.2%
神奈川県	33	24	72.7%	愛媛県	20	17	85.0%
新潟県	31	30	96.8%	高知県	34	19	55.9%
富山県	15	14	93.3%	福岡県	66	50	75.8%
石川県	19	19	100.0%	佐賀県	20	13	65.0%
福井県	17	16	94.1%	長崎県	23	19	82.6%
山梨県	28	17	60.7%	熊本県	47	40	85.1%
長野県	81	49	60.5%	大分県	18	17	94.4%
岐阜県	42	37	88.1%	宮崎県	30	20	66.7%
静岡県	38	38	100.0%	鹿児島県	45	30	66.7%
愛知県	61	53	86.9%	沖縄県	41	22	53.7%
三重県	29	26	89.7%	全国平均	1,805	1,382	76.6%

注1)市区町村数は、平成20年11月1日現在。各都道府県には政令指定都市、中核市を含む。

注2)平成19年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付決定ベース

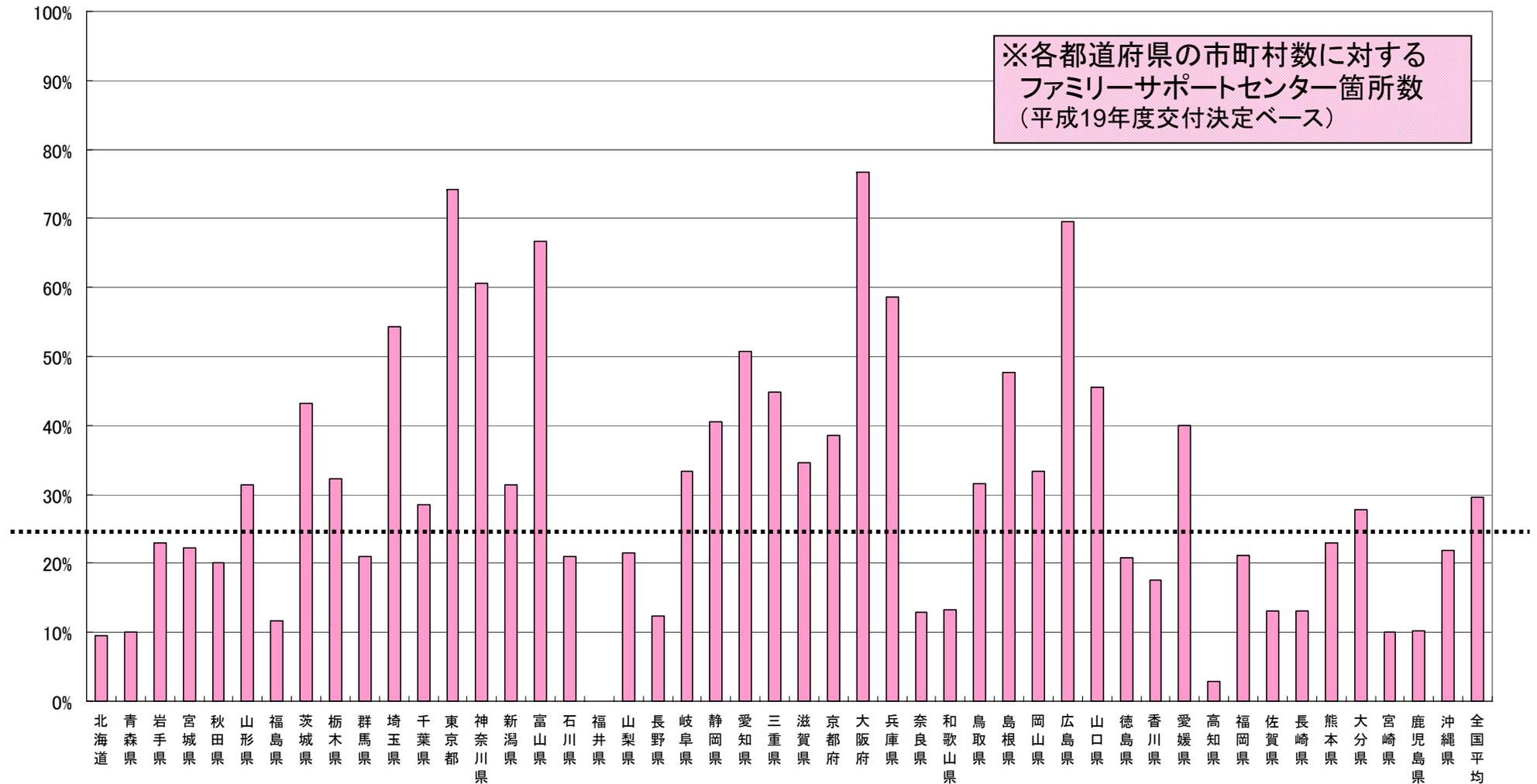
# 地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況 (乳幼児人口(0~4歳)1,000人当たりのか所数)



注1) 各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については、平成17年国勢調査による。

注2) 地域子育て支援拠点か所数については、平成19年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付決定ベース。

# 各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③ (ファミリー・サポート・センター事業)



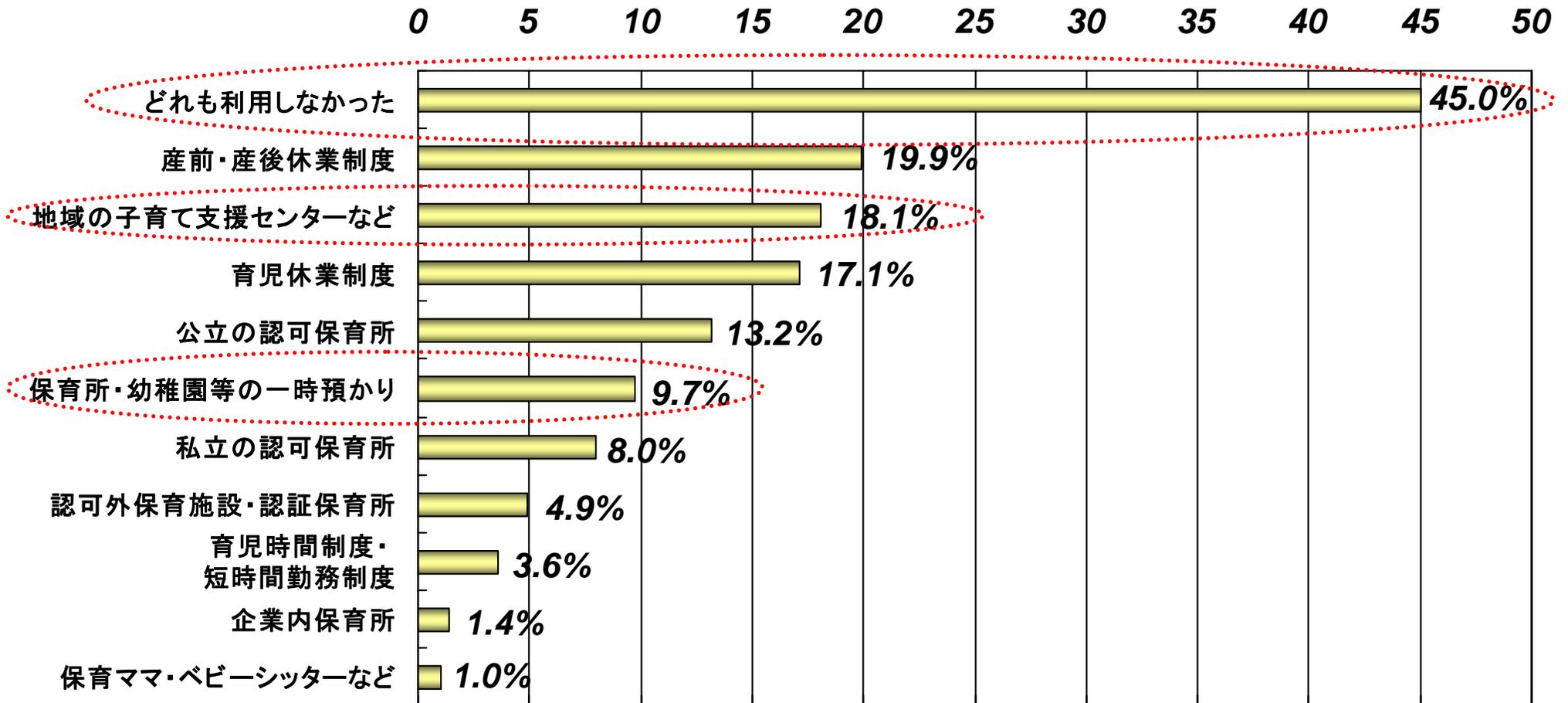
※各都道府県の市町村数(特別区含む)に対するファミリー・サポート・センター箇所数をグラフ化したもの。

# 各種子育て支援サービス・制度の利用状況

○ 各種子育て支援サービス・制度の利用状況を見ると、どれも利用したことがない家庭が半数近くを占める。

○ 利用したことがある制度・サービス(1歳以上の子どもをもつ初婚どうし夫婦)

(%)



(資料) 社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」における子どもの出生年が2001年以降の夫婦に係る数値を基に作成。